

資料 5

地方独立行政法人佐世保市総合医療センター役員報酬等規程の一部改正の件

～抜粋～

地方独立行政法人佐世保市総合医療センター役員報酬等規程の一部改正

第1条 地方独立行政法人佐世保市総合医療センター役員報酬等規程（平成28年規程第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「12月に支給する場合においては、100分の167.5」を「12月に支給する場合においては、100分の172.5」に改める。

令和5年12月1日施行

第2条 地方独立行政法人佐世保市総合医療センター役員報酬等規程の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「6月に支給する場合においては、100分の167.5、12月に支給する場合においては、100分の172.5」を「6月に支給する場合においては、100分の170.0、12月に支給する場合においては、100分の170.0」に改める。

令和6年4月1日施行

附 則

この規程は、令和5年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。